

## 総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和3年5月14日（金）  
午前10時15分 開会  
午前10時52分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真  
副委員長 竹中 理  
委員 浅田 徹、井上 正治、  
奥村 忠俊、田中藤一郎、  
土生田仁志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 西田 真

# 総務委員会（分科会）次第

2021年5月14日（金） : ～  
第1委員会室

## 1 開会

## 2 委員長あいさつ

## 3 協議事項

### (1) 付託・分担案件の審査について

#### ア 委員会審査

(ア) 報告第3号 専決処分したものの報告について

専決第6号 損害賠償の額を定めることについて

(イ) 報告第4号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第7号 豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

専決第8号 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

#### イ 分科会審査

(ア) 報告第4号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第9号 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第28号）

専決第10号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）

専決第11号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）

専決第12号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）

### (2) 意見・要望のまとめについて

#### ア 委員会意見・要望のまとめ

#### イ 分科会意見・要望のまとめ

## 4 その他

## 5 閉会

2021年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2021年5月14日(金)

【総務委員】

委員長	西田 真
副委員長	竹中 理
委員	浅田 徹 井上 正治 奥村 忠俊 田中藤一郎 土生田仁志

7名

【説明員】

<b>議会事務局</b>	
議会事務局長	熊毛 好弘
議会事務局次長	安藤 洋一
<b>政策調整部</b>	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部参事 —(行財政改革担当)—	正木 一郎
政策調整部参事 (消防・防災担当)	榊田 貴行
政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長	土生田 哉
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	小野 弘順
政策調整課長	井上 靖彦
政策調整課参事 —(行財政改革担当)—	若森 洋崇
財政課長	畑中 聖史
財政課参事 —(学校跡地利活用担当)—	久保川 伸幸
防災監	宮田 索
防災課長	原田 泰三
<b>総務部</b>	
総務部長(会計管理者)	成田 寿道
総務部次長兼ジェンダーギャップ対策室長	土田 一篤
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
ジェンダーギャップ対策室参事	岸本 京子
人事課長	小川 琢郎
情報推進課長	中奥 一実

<b>地域コミュニティ振興部</b>	
コミュニティ政策課長	若森 和歌子
<b>市民生活部</b>	
税務課長	宮崎 雅巳
<b>城崎振興局</b>	
地域振興課長	谷垣 一哉
<b>竹野振興局</b>	
地域振興課参事	山根 哲也
<b>目高振興局</b>	
地域振興課長	中川 光典
<b>出石振興局</b>	
地域振興課長	今井 謙二
<b>但東振興局</b>	
地域振興課長	夫石 英明
<b>会計課</b>	
会計課長	三笠 孔子
<b>消防本部</b>	
消防長	吉谷 洋司
消防本部次長兼総務課長	井崎 博之
消防本部参事兼豊岡消防署長	川見 真司
予防課長	上田 有紀
<b>選挙管理委員会・監査委員事務局</b>	
選管監査事務局長	宮岡 浩由

説明員計 13名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
計	21名

## 午前10時15分 委員会開会

○委員長（西田 真） おはようございます。

本日は、臨時議会ということで早朝より皆さんにはご足労をかけておりますけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、5月1日から新市長の関貫さんということで、新たな豊岡市政もスタートしました。当局の皆さんも委員の皆さんも思ひは一緒でありますので、豊岡市民のため、豊岡市政がいかによくなるかということ踏まえて、これからもお互いに一生懸命頑張つてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、新型コロナのほうですけど、いろいろとまた豊岡でも感染者が増えたりしておりますので、皆さん、それぞれの立場でそれぞれを自制していただき、蔓延防止等にならないように、感染しないよう、くれぐれもご注意を願ひたいと思ひますし、市民の皆さんにもその旨も伝えていただきたいと思ひます。

ただ、新型コロナウイルスワクチンの接種も始まつておりますので、該当の皆さんは、ちゃんと申請して接種していただき、その辺も含めて、やっていただきたいと思ひしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、着座で進めさせていただきます。

委員の皆さんは、Side Books上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務03.05.14が本日の委員会のフォルダーであります。そこに本日の委員会の資料を配信しております。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔、明瞭に行つていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のつてから行つていただきますようお願いいたします。

それでは、これより、3、協議事項、(1)付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入りま

す。

まず、報告第3号、専決処分したものの報告について、専決第6号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

川見消防本部参事兼豊岡消防署長。

○消防本部参事（川見 真司） それでは、議案書の3ページをご覧ください。報告第3号、専決処分したものの報告についてご説明いたします。

本件は、市長に委任する専決処分事項の指定についての規定により、専決処分しましたので、地方自治法の規定により報告するものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。専決第6号、損害賠償の額を定めることについてをご説明いたします。

本件は、令和3年4月3日土曜日、午前8時36分頃に城崎町桃島975番付近において発生した物損事故について、4月30日付で専決処分したものでございます。相手方は、記載のとおりで、損害賠償額は14万3,000円となっております。事故の概要につきましては、豊岡市城崎町桃島地内において発生した救急事案に出動中の城崎分署救急車が丁字路を左折しようとした際、相手方宅の門柱に車体左側面が接触し、門柱を損傷させたものでございます。

現場付近図及び門柱の損傷状況につきましては、お配りしております報告第3号、専決第6号の資料をご覧ください。

今回の事故につきましては、安全確認不足と運転操作の誤りにより発生したものであり、事故後、直ちに職員全員に注意喚起するとともに、事故の状況及び事故発生の原因について、署内で情報共有を図っております。今後もさらに安全運転厳守、走行訓練、駐車場等を利用しての車両間隔の確認及び車両誘導訓練を実施し、再発防止の徹底を図つてまいります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（西田 真） よろしいか。

説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） まず最初に、お尋ねします。消防のほうの損害額が、いつも大体事故になると、豊岡市の損害額、全く示されないんですけれども、消防のほうの損害額をまず教えていただきたい。

それから、事故を起こしたわけですから、救急の状況はどのようなバックアップ体制を取られたのか、その辺の流れを教えていただけたらと思います。まず、第1回目。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○消防本部参事（川見 真司） まず、救急車の損害につきましては、28万4,328円となっております。

それから、救急の件につきましては、事故の発生した場所から傷病者の宅がすごく近くにあったということで、傷病者について、特に不利益は発生していないと考えております。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 損害額は分かったわけですが、これも同じように、市のほうから損害については補填されるのかどうかということと、それから、たまたま近くだったわけですが、今後、このような形が、どっか、例えば緊急で要請があって、途中でたまたま事故に遭ってしまったというふうな場合の救急体制の在り方というのはどのような、全体の中でお持ちなのか、お伺いします。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○消防本部参事（川見 真司） まず、損害金のことにつきましては、市有物件ということで、保険から出ております。

それから、もう1点、途中で救急があった場合についてですが、基本的には、もし自走が可能であれば、救急車はそのまま現場に向かうようには指示をしておりますが、場合によっては、1名残すことも考えております。それから、もしも自走が不可能であれば、早期に一番近い署所からの応援を要請するように徹底しております。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） しっかりと、救急というのは、人の命、安全を守る使命がございますので、やっぱり事故を起こさないように、今後、特に注意をして救急活動に当たっていただきたい。以上でございます。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

ちょっと私から1点、お尋ねします。

この接触した門柱の損傷状況、写真であるんですけど、どのような補修の仕方をされたら14万3,000円ってなるか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

はい、どうぞ。

○消防本部参事（川見 真司） 詳しい状況というのは、私のほうでは、特には理解しておりません。ただ、見積りの中を見させていただくと、門柱の修復工事ということで、取り替えるような感じではなく、削って、セメント等を塗って補修をするということだとは思いますが、その部分は確認しておりません。以上です。

○委員長（西田 真） この写真を見た限りでは、セメントで今補修をされるということをお聞きしましたけど、それで14万3,000円というのは、非常に高いなというちょっと疑問がありますし、その辺も含めて、お尋ねをしたところでありまして。その辺で、保険金額が、保険会社が払うんですけど、その辺の金額もちゃんと精査をしていただくようによろしく願いしておきます。

それでは、質疑はありませんので、これで質疑は打ち切ります。

ご異議はありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 特にご異議がありませんので、報告第3項、専決第6号は、了承すべきものと決定いたしました。

次に、報告第4号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第7号、豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部

を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） それでは、9ページをご覧ください。報告第4号、専決処分したものの承認を求めることについてのうち、専決第7号についてご説明いたします。

豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されることに伴い、関係する市税条例等につきまして、所要の改正を行い、3月31日に専決処分を行いました。これにつきまして、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めらるものでございます。

17ページをご覧ください。条例案要綱に基づきましてご説明いたします。

まず、1の改正内容ですが、(1)のアにつきましては、個人の市民税の給与、または年金等の支払者が扶養親族申告書を電磁的方法で提出する際の税務署長の承認を廃止するものです。

(1)のイは、個人の市民税について、扶養親族申告書を電磁的方法で提出している場合は、退職所得申告書を電磁的方法で提出することができることについて定めています。

(1)のウにつきましては、軽自動車税の環境性能割について、税率を1%減とする3輪以上の軽自動車に令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車を加えることを定めております。

(1)のエにつきましては、固定資産税について、宅地等及び農地の負担調整措置として、現行の負担調整措置の仕組みを継続することを定めております。

(1)のオにつきましては、軽自動車税の環境性能割を1%減する特例について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象にすることを定めています。

(1)のカは、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、令和12年度基準エネルギー消費効率に基づき、軽減区分の見直しをすること並びに軽貨物自動車のうち、電気自動車及び天然ガス自動車を特例の対象とすることを定めております。

(1)のキは、個人の市民税における新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別控除について、入居期限を令和4年度末とし、令和17年度まで控除を受けることができることを定めております。

(2)は、令和元年豊岡市条例第3号の改正条例における軽自動車税の施行期日に係る項ずれを修正するものです。

18ページをご覧ください。2の附則ですが、この一部改正条例の施行期日は、令和3年4月1日とすることとしています。ただし、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を条例で定める割合とする特例の一部の改正規定等につきましては、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2項に掲げる規定の施行の日から施行することとしております。(2)は、この改正条例の施行に係る所要の経過措置を定めております。

19ページ以降に、新旧対照表をお示ししておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号、専決第7号は、承認すべきもの

と決定しました。

次に、報告第4号、専決第8号、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 35ページをご覧ください。専決第8号、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本件につきましても、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めますのでございます。

本件につきましては、軽自動車税種別割の納税通知書の市長名変更時間に時間を要するため、今年度に限り納期限を1か月延長し、6月30日とすることを定めているもので、5月6日から施行いたしております。対象となります件数は約2万7,000件の通知の予定でございます。発送の予定は6月10日を目指して再調整をしている状況でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号、専決第8号は、承認すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前10時31分 委員会休憩

午前10時31分 分科会開会

○分科会長（西田 真） 分科会を開会します。

それでは、これより、イ、分科会審査に入ります。

まず、報告第4号、専決処分したものの承認を求

めることについて、専決第9号、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第28号）を議題といたします。

報告第4号、専決第9号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正及び地方債補正についてであります。

十分な質疑時間を確保するためにも、財源更正のみの補正については、当局からの説明は省略することといたしております。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

それでは、順次説明願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。専決第9号、令和2年度一般会計補正予算（第28号）でございます。

本案につきましては、地方自治法の規定により、議会を招集する時間的余裕がないということで、3月31日付で専決処分したものでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1億441万4,000円を追加して、総額595億6,161万3,000円としたものでございます。

第2条で、地方債の廃止及び変更を行っております。

概要ですが、この28号補正は、令和2年度予算の最終補正でございまして、歳入は、各種譲与税、交付金の額の確定による補正と、市債の借入額の確定による補正が主なものとなっております。歳入につきましても、今申し上げました歳入の額の確定による財源更正ということでございます。

概要は、以上で、財政課所管分を説明させていただきます。

歳出の65ページをご覧ください。65ページ、一番上の基金管理費のうち、財政調整基金積立金1億円は、今年度、2021年度に専門職大学に対して行う8億円の寄附に係るものでございまして、基金に積立てを行おうとするものでございます。8年間かけて8億円積み立てることとしてございまして、この2020年度で3年目ということになり、3億

円積立てができていているという状況でございます。

続いて、73ページをご覧ください。一番下段になりますが、市債の利子及び一時借入金の利子を合計で503万6,000円減額しております。

続きまして、歳入でございますが、戻っていただきまして、52ページまでお戻りください。52ページ、一番上段の地方揮発油譲与税からありまして、56ページの一番下段が交通安全対策特別交付金となっております。これが財政課の歳入でございます。それぞれ先ほど申し上げたとおり、交付額が確定いたしましたので、補正をいたしております。

その中で、57ページの下から2段目をご覧ください。特別交付税でございます。4億9,606万1,000円を増額しております。総額で25億8,036万1,000円となりまして、前年度と比較しまして1億202万2,000円の増となり、全国8位という交付額ということになっております。

次に、58ページ、59ページをご覧ください。一番上段で4行目でございます地方創生臨時交付金でございます。その1段下の市町振興支援交付金、これも財政課の所管でございます、交付額の確定により減額をするものでございます。

次に、そのページの最下段でございます土地売払収入と、不用物品売払収入、これらにつきましても、それぞれ収入済額に合わせて増減の補正を行うものでございます。

60ページ、61ページをご覧ください。一番上段の1行目の財政調整基金繰入金の減額ですけれども、当初予算で一般財源の不足分として、財政調整基金から14億円の繰入れを予算計上いたしておりました。今回、4億5,011万7,000円の減額ということでございまして、最終的には財源不足に係る繰入れというのは、3億8,600万円となるという補正でございます。つまり、14億円と3億8,600万円の差額であります10億1,400万円が取崩しをしなくて済んだということになります。その1段下の兵庫県市町村振興協会市町交付金でございますけれども、これも財政課の所管ということで、宝くじの収益に係るものでござい

ます。

次に、最下段の市債につきまして、当委員会の関係でございますけれども、1枠目でコミュニティセンターの整備事業債、63ページの消防債でございますけれども、消火栓及びデジタル防災行政無線の減額、さらに、一番下の枠になりますけれども、減収補填債の減額が当委員会の所管分となりまして、いずれも借入額の確定により、今回調整いたしましたものでございます。

45ページ、46ページに地方債補正の廃止及び変更を計上いたしておりますけれども、今の説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

財政課からは以上でございます。

○分科会長（西田 真） 三笠会計課長。

○会計課長（三笠 孔子） それでは、まず、65ページをお開きください。

一番上の基金管理費の中で、財政調整基金積立金（利子）945万円の増加です。基金の利子につきましては、収入分をそのまま積み立てるということになっております。財政調整基金の中で、金銭信託の利子が入ってるんですけど、この金銭信託が毎年9月と3月に利子が入ってきますが、3月分の利子の入る日が3月23日だったんですが、想定よりも多く収入されたということで、この利子収入が確定するのが3月8日に基準日がありまして、その日の為替レートによって額が確定するというので、補正予算に間に合いませんでしたので、専決補正をしております。

59ページをお開きください。収入のほうですけど、基金運用利子、真ん中から少し下のところ、同額で945万円の収入としております。

私からは以上です。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号、専決第9号は、承認すべきものと決定しました。

次に、報告第4号、専決第10号、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

報告第4号、専決第10号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正についてであります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書77ページをお願いいたします。専決第10号、令和3年度一般会計補正予算（第3号）でございます。

本案につきましても、地方自治法の規定により、議会を招集する時間的余裕がないということで、4月12日付で専決処分をしたものでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1億8,000万円を追加して、総額を485億581万円としたものでございます。

概要としましては、3点ございます。89ページをご覧ください。

1点目が児童扶養手当を受給するひとり親世帯や住民税が非課税である2人親世帯、さらに就学援助を受給する2人親世帯に対して特別給付金を支給するものでございます。

2点目が、反転攻勢に取り組む市内企業への支援策として、通常のステップアップ補助金というものがございますが、大規模投資を支援する特別枠を新設するものでございます。

3点目が市内の文化芸術団体等の活動再開を支援するため、会場使用料及び感染症対策物品の購入やレンタル費用の一部を補助するものでございます。

財源としましては、86ページ、87ページをご覧ください。全額国庫補助金でございますが、その

うち、地方創生臨時交付金は1億915万円としております。

当委員会が所管いたします歳出はございません。

説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号、専決第10号は、承認すべきものと決定しました。

次に、報告第4号、専決第11号、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

報告第4号、専決第11号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正についてであります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 議案書91ページをお願いいたします。専決第11号、令和3年度一般会計補正予算（第4号）でございます。

本案につきましても、議会を招集する時間的余裕がないということで、4月21日付で専決処分したものでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1億8,000万円を追加して、総額を486億8,581万円としたものでございます。

概要としましては、新型コロナウイルス感染症対策で2点ございます。103ページをご覧ください。

1点目が第1号補正でお認めいただいております住宅等改修支援事業、いわゆるReform豊岡について、増額補正を行うものでございます。

2点目が国の雇用調整助成金の特例が終了することにより、企業に一部負担が生じるということで、この企業負担相当額を支援することで、雇用の維持と事業の継続を図ろうとするものでございます。

財源としましては、100ページ、101ページをご覧ください。地方創生臨時交付金、被災者生活再建支援基金繰入金のほか、財政調整基金繰入金としております。

当委員会が所管します歳出はございません。

説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号、専決第11号は、承認すべきものと決定しました。

次に、報告第4号、専決第12号、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

報告第4号、専決第12号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正についてであります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の10

5ページをお願いいたします。専決第12号、令和3年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

本案につきましても、議会を招集する時間的余裕がないということで、4月28日付で専決処分したものでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加して、総額を488億581万円としたもの

でございます。

概要としましては、新型コロナウイルス感染症対策で、第1号補正、それと、先ほど説明しました第4号補正で認めていただいております住宅等改修支援事業、いわゆるR e f o r m豊岡につきまして、増額補正ということでございます。1号補正で6,000万円、先ほどの4号で1億4,000万円、この5号で1億2,000万円ということで、総額3億2,000万円ということでございます。

財源としましては、114ページ、115ページをご覧ください。全額財政調整基金繰入金としております。

当委員会が所管します歳出はございません。

説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号、専決第12号は、承認すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託及び分科会に分担されました案件の審査は終了しました。

ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたら、ご発言願います。

はい、どうぞ。

○消防本部参事（川見 真司） 先ほどの専決第6号の説明で、事故の発生場所の番地を975番と説明しましたが、917番の誤りでした。おわびして訂正いたします。以上でございます。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

当局の皆さん、ありませんか。よろしいか。

委員の皆さん、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 分科会長（西田 真） それでは、当局の皆さん、ご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。暫時休憩します。委員の皆さんはそのままお待ちください。

午前 10 時 47 分 分科会休憩

---

午前 10 時 47 分 委員会再開

- 委員長（西田 真） 委員会を再開いたします。これより、3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、ア、委員会意見・要望のまとめに入ります。当委員会に審査を付託されました案件の審査の終了しました。ここで、委員会意見、要望として、委員長報告に付すべき内容について、ご協議いただきたいと思ひます。暫時休憩いたします。

午前 10 時 48 分 委員会休憩

---

午前 10 時 48 分 委員会再開

- 委員長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。休憩中に委員長報告に付すべき意見、要望についてご協議いただきましたけど、特にないということでありました。委員長報告についてですが、内容について、正副委員長に一任願いたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。ここで、委員会を暫時休憩します。

午前 10 時 48 分 委員会休憩

---

午前 10 時 48 分 分科会再開

- 分科会長（西田 真） 分科会を再開します。これより、3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、イ、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の審査は終了しました。

ここで、分科会意見、要望として予算決算委員会に報告すべき内容についてご協議いただきたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 49 分 分科会休憩

---

午前 10 時 51 分 分科会再開

- 分科会長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き分科会を再開いたします。今、休憩中に分科会長報告に付すべき意見、要望のこゝを協議いただきましたけど、特にないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 分科会長（西田 真） それでは、分科会長報告についてですが、内容につきましては、正副分科会長にご一任願いたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。以上で分科会を閉会します。

午前 10 時 51 分 分科会閉会

---

午前 10 時 51 分 委員会再開

- 委員長（西田 真） 委員会を再開します。これより、4、その他に入ります。その他、委員の皆さんから何かあればお願いいたします。何かありませんかね。井上委員。

- 委員（井上 正治） 総務委員会の管内視察は、緊急事態宣言が出てるんで、延期になったと思うんですけど、予定としては、どのようなお考えをお持ちですかね。

- 委員長（西田 真） 事務局とも話ししたんですけど、6月は6月議会がありますので、行けるのであれば、7月頃に予定したいなと思っております。ただ、緊急事態宣言がどのような状況に7月で

なっとるんか、その辺も踏まえて、その辺が何も出ていなければ管内視察もしたいと、7月頃に、思っておりますので、その辺は、委員の皆さんも頭の中に置いといていただきたいと思います。

井上委員、よろしいでしょうか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時52分 委員会閉会

---